

小山工業高等専門学校安全衛生委員会規則

制 定 平成16年4月1日

最終改正 令和2年2月4日

(趣旨)

第1条 この規則は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）安全衛生管理規程第12条第2項の規定に基づき、本校の安全及び衛生に関する重要事項について教職員の意見を聴取し、理解と協力を得て、災害及び健康障害の防止対策に関する諸施策をより効果的なものにするため、本校安全衛生委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総務主事
- 二 安全衛生推進者
- 三 衛生管理者
- 四 産業医
- 五 学生課長
- 六 施設係長
- 七 看護師
- 八 各学科及び一般科から各1名
- 九 技術室 1名

2 前項第一号の委員以外の委員の半数については、教職員の過半数を代表する者の推薦に基づき、校長が指名した者とする。

3 第1項第八号及び第九号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、総務主事をもって充て、副委員長は、委員長が委員のうちから指名した者をもって充てる。

3 委員長は、委員会の議長となり本委員会を統括管理する。

4 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、毎月1回定期に開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めたとき、又は委員の過半数以上の請求があったときは、随時開催することができる。

(委員会の成立・議決)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、審議事項の議決は出席した委員の満場一致を原則とする。

(委員会の調査審議事項)

第6条 委員会は、次の事項について調査審議する。

- 一 労働災害防止対策に関すること。
- 二 教職員の健康障害の防止及び健康保持増進対策に関すること。

- 三 安全衛生関係基準の作成等に関する事。
- 四 新規に設置する機械設備等に係る危険防止に関する事。
- 五 新規に受け入れる原材料等に係る有害性の調査及び健康障害防止に関する事。
- 六 安全衛生関係行事，運動に関する事。
- 七 安全衛生関係教育，指導方針に関する事。
- 八 健康診断，作業環境測定の実施及び結果に対する対策に関する事。
- 九 職場において発生した災害の調査，分析並びに具体的対策に関する事。
- 十 職場における学生の安全確保・衛生管理上，特に必要な事項
- 十一 その他安全衛生管理上，特に必要な事項
- 十二 その他災害防止上，特に必要な事項

(意見の聴取)

第7条 委員会は審議上必要がある場合は，関係者を出席させてその意見を聴取することができる。

(報告)

第8条 委員長は，委員会において調査審議した事項を校長に報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は，総務課が行う。

(記録の作成・保存)

第10条 委員会の議事についてはその記録を作成し，3年間保存しなければならない。

附 則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，令和2年4月1日から施行する。